

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書	
2025年 6月 25日	
三重県知事 殿	
提出者	
住所	三重県いなべ市員弁町上笠田
氏名	三井住友金属鉱山伸銅株式会社 三重工場
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号	0594-74-2701
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	三井住友金属鉱山伸銅株式会社 三重工場
事業場の所在地	三重県いなべ市員弁町上笠田
計画期間	2025年4月1日 ~ 2026年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	E23 製造業/ 非鉄金属製造業
② 事業の規模	28, 886百万円
③ 従業員数	169名
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	廃酸 自社中間処理(液中燃焼濃縮処理) →中間処理委託(中和/凝縮沈殿) →再生利用(メタル原料) 廃アルカリ 中間処理委託(中和/その他中間処理) →再生利用(メタル原料) 廃水銀等 中間処理委託(分解/その他中間処理) →再生利用(メタル/ガラス原料) 廃PCB等 中間処理委託(分解/その他中間処理) →再生利用(メタル/再生油)

(日本産業規格 A列4番)

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)	
廃棄物処理総括責任者 (工場長)	環境方針(廃棄物処理方法)の策定、各種事項の決定、承認 環境委員会での審議事項に関する指示
環境委員会 (議長:環境管理責任者)	産業廃棄物を適正に処理する為の基本方針の策定 産業廃棄物の原料化・再資源化対策の総合的検討
廃棄物管理担当者 (三重安全環境課)	廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 産業廃棄物の収集、運搬及び処理、処分の委託業者の選定及び 契約事項 処理業者、再生処理業者の調査、折衝、選定及び査察 その他関係する事項

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【 前年度実績 】	
	特別管理産業廃棄物の種類	この欄へは記入せず、別紙3の「前年度実績」欄に記載してください。
	排出量	
	(これまでに実施した取組) ・廃酸:酸洗ラインの液持出しを減少させるため、定期ロール交換を実施。 ・廃蛍光灯を減少させるため、計画的にLED蛍光灯へ機器交換を実施。	
②計画	【 目標 】	
	特別管理産業廃棄物の種類	この欄へは記入せず、別紙3の「今年度目標」欄に記載してください。
	排出量	
	(今後実施する予定の取組) ・現状維持。	

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・特に無し。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・特に無し。

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	この欄へは記入せず、別紙3の「前年度実績」欄に記載してください。
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	
	(これまでに実施した取組) ・事業場内での再生利用は不可。	
②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	この欄へは記入せず、別紙3の「今年度目標」欄に記載してください。
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	
	(今後実施する予定の取組) ・自ら再生利用は行いません。	

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	この欄へは記入せず、別紙3の「前年度実績」欄に記載してください。
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	
(これまでに実施した取組) ・濃縮装置の液中バーナにより水分を蒸発させ、硫酸廃液の濃縮(減量化)を行っている。		
②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	この欄へは記入せず、別紙3の「今年度目標」欄に記載してください。
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	
(今後実施する予定の取組) ・現状維持。		

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【 前年度実績 】	
	特別管理産業廃棄物の種類	この欄へは記入せず、別紙3の「前年度実績」欄に記載してください。
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	
	(これまでに実施した取組)	
・自ら埋立処分は行いません。		
②計画	【 目標 】	
	特別管理産業廃棄物の種類	この欄へは記入せず、別紙3の「今年度目標」欄に記載してください。
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	
	(今後実施する予定の取組)	
・自ら埋立処分は行いません。		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【 前年度実績 】	
	特別管理産業廃棄物の種類	
	全処理委託量	
	優良認定処理業者への処理委託量	
	再生利用業者への処理委託量	この欄へは記入せず、別紙3の「前年度実績」欄に記載してください。
	認定熱回収業者への処理委託量	
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
	(これまでに実施した取組)	
・優良認定業者へ処理の委託を行っています。		

	【 目標 】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	全処理委託量		
	優良認定処理業者への処理委託量	この欄へは記入せず、別紙3の「今年度目標」欄に記載してください。	
	再生利用業者への処理委託量		
	認定熱回収業者への処理委託量		
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量			
②計画	(今後実施する予定の取組)		
	・継続して、優良認定業者へ処理の委託を行います。		
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度(2024年度)実績】		
	特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く)	6691	t
	(今後実施する予定の取組)		
	・今年度も引き続き、全て電子マニフェストを使用します。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(以下「令」という。)第6条の14第2号に該当する者) への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量(ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。)を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報組織の使用に関する取組(情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。)について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項のすべてを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。
- 9 欄及び※欄は記入しないこと。

} 記入願います
 } 記入不要です

項目			廃棄物の種類																合計量 (t)	合計量 PCB廃棄物を除く (t) *		
			ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ			チ	
現状/計画			引火性 廃油	腐食性廃 酸pH2以下	腐食性 廃アルカ リpH12.5以上	感染性産 業廃棄物	廃PCB等	PCB 汚染物	PCB 処理物	廃水銀等	指定 下水汚泥	有害 鉱さい	廃石綿等	有害 燃え殻	有害 ばいじん	有害廃油	有害汚泥	有害廃酸	有害 廃アルカ リ			
特別管理産業 廃棄物の排出 の抑制に関する 事項	排出量 ①	前年度実績																		0	0	
		今年度目標			36			7		1								6500		6544		
自ら行う 特別管理 産業廃棄物の 再生利用に 関する事項	自ら再生利用を 行う特別管理 産業廃棄物の量 ②+⑧	前年度実績																		0		
		今年度目標																			0	
自ら行う特別 管理産業 廃棄物の中間 処理に関する 事項	自ら熱回収を行 う特別管理産業 廃棄物の量 ⑤	前年度実績																		0		
		今年度目標																			0	
	自ら中間処理 により減量する 特別管理産業 廃棄物の量⑦	前年度実績																			0	
		今年度目標																6000			6000	
自ら行う特別 管理産業 廃棄物の 埋立処分に 関する事項	自ら埋立処分を 行う特別管理 産業廃棄物の量 ③+⑨	前年度実績																		0		
		今年度目標																			0	
特別管理産業 廃棄物の処理 の委託に関す る事項	全処理委託量 ⑩	前年度実績																		0		
		今年度目標			36			7		1								500		544		
	⑩のうち優良 認定処理業者 への処理委託量 ⑪	前年度実績																			0	
		今年度目標			36			7		1								500			544	
	⑩のうち再生 利用業者への 処理委託量 ⑫	前年度実績																			0	
		今年度目標			36			7		1								500			544	
	⑩のうち認定 熱回収業者への 処理委託量 ⑬	前年度実績																			0	
		今年度目標																			0	
	⑩のうち認定 熱回収以外の 熱回収を行う 業者への処理 委託量⑭	前年度実績																			0	
		今年度目標																			0	

(注) 特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書(様式第2号の14)を提出する事業者は、本シートの前年度実績欄への記入は不要です。記入しても差し支えありませんが、その際は、様式第2号の14 別紙4の報告数値と一致していることを確認してください。

(参考) 各項目の白抜き番号は、様式第2号の14 別紙4の項目番号です。 * PCB(ポリ塩化ビフェニル)廃棄物とは、上記の オ廃PCB等、カPCB汚染物、キPCB処理物 です。